

令和7年4月1日

～紹介状をお持ちでない初診の患者様へ
当院では初診時選定療養費として

【医科】 **7,700 円** (税込)

【歯科口腔外科】 **5,500 円** (税込)

を頂いております。

初診時選定療養費について

「初期の診療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は病院で行う。」という医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省が導入した制度で、他の医療機関等からの紹介状なしに200床以上の病院へ初診で受診した場合は、診療費の他に病院が定めた金額を徴収することが義務化されています。また、当院は、紹介受診重点医療機関に移行しており、【医科】【歯科口腔外科】でそれぞれ、7,700円以上、5,500円以上を徴収することが国の制度で義務づけられています。これらの制度に基づき、上記の選定療養費を徴収しております。ご理解賜りますようお願い致します。

医科、歯科口腔外科医において、他の医療機関への紹介状を交付されたにも関わらず、当院を受診される患者様には、再診料と合わせてそれぞれ、3,300円（税込）、2,090円（税込）を徴収させて頂く場合があります。ご了承下さい。


但し、次に該当される場合は徴収対象外です。

1. 他医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちいただいた場合。
2. 救急車での来院、休日・夜間等の時間外診療を緊急受診の場合。
3. 医科と歯科の間で院内紹介により受診した場合。
4. 国、地方単独の公費負担医療（特定の障害、特定の疾病等、子ども医療費受給資格証）の受給対象者の場合。

※ひとり親医療助成の世帯主は除きます。



松山市民病院



始まります。

紹介受診重点医療機関。



それは、かかりつけ医からの紹介状を持って
受診いただくことに重点をおいた医療機関です。

- この制度により、医療機関の混雑緩和や、スムーズな受診につながります。
- 紹介状がなく来院された場合は、一部負担金(3割負担等)とは別に、「特別の料金」がかかる場合があります。

上手な/
医療の
かかり方

症状

かかりつけ医

紹介状を持って
「紹介受診重点医療機関」へ

2023年新制度スタート



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 「紹介受診重点医療機関」とは？

- 外来受診の際に紹介状が必要となる医療機関です。
- 手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来を行っています。
- 「紹介受診重点医療機関」の情報は、都道府県や厚生労働省のホームページをご確認ください。



へえどうやって受診するの？

2 紹介状を用いた受診のながれ



- 「かかりつけの医療機関」を受診後、専門的な検査や治療が必要と判断された場合に紹介状が発行されます。
- 紹介状を持って「紹介受診重点医療機関」を受診し、専門的な検査や治療を受けた後は、「かかりつけの医療機関」にて、経過を見てもらいましょう。
- 「かかりつけの医療機関」と「紹介受診重点医療機関」の役割分担により、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮等が期待されます。

なるほど！
待ち時間が
減るのはいいね！



3 新しいかかり方のコツを覚えて通院しましょう！

